

仕 様 書

- 1 契約名称
学校給食センター廃油売払（単価契約）
- 2 売払予定数量
21,500kg
- 3 引渡期間
契約締結日から平成27年3月31日まで
- 4 引渡場所等

施設名称 (住所)	保管方法	回数 (予定)	年間排出量 (予定)
可部地区学校給食センター (安佐北区亀山南三丁目29番2号)	18L缶	年15回	4,950kg
五日市北地区学校給食センター (佐伯区利松三丁目6番3号)	200L缶 (ドラム缶)	年9回	7,200kg
五日市中央地区学校給食センター (佐伯区五日市中央六丁目4番13号)	200L缶 (ドラム缶)	年12回	4,600kg
五日市南地区学校給食センター (佐伯区海老園三丁目18番1号)	18L缶	年10回	3,300kg
阿戸地区学校給食センター (安芸区阿戸町2864番地の2)	18L缶	年3回	500kg
湯来地区学校給食センター (佐伯区湯来町大字和田115番地)	18L缶	年6回	950kg

- 5 引渡方法
 - (1) 引渡は、学校給食センターからの指示によるものとし、原則、廃油の入った容器(18L缶)ごと回収すること。ただし、五日市北地区学校給食センター及び五日市中央地区学校給食センターにおいては、廃油のみとする。なお、回収する容器(18L缶)には、概ね7割以上の廃油が入っているものであること。
 - (2) 回収した廃油は、再資源化して適正に処理を行うこと。回収や再資源化の際に生じる残渣や容器においても適正に処理すること。
 - (3) 引渡日及び引渡時間は、各学校給食センターの指示によるものとする。指示は、回収日の3日前までに行う。
- 6 再生利用計画
買受人は、契約締結後直ちに、買い受けた廃油について、別途売払人が定める再生利用計画書を提出しなければならない。また、変更があった時も同様とする。
- 7 回収完了報告
買受人は、廃油を回収する毎に、別途売払人が定める廃油回収報告書に廃油の回収量を記入し、学校給食センター所長の確認印を受け、翌月10日(ただし、3月分については3月31日)までに、健康教育課に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 物品を引き取る時は、本市職員の指示に従って行うものとする。
- (3) 学校給食センターが教育施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう回収を行うこと。
- (4) 廃油が飛散又は流出することのないように注意し、迅速・丁寧に運搬すること。
- (5) 契約の履行に当たっては、消防法、労働基準法、道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (6) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。